

(案)

資料 2－5

平成 24 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 戸 荊 創 様

名古屋市長 河 村 た か し

公立大学法人名古屋市立大学に対する第一期中期目標期間

終了時における措置について

平成 24 年 3 月 31 日付で公立大学法人名古屋市立大学の第一期中期目標の期間が終了することに伴い、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、同法人が引き続き当該業務を継続する必要があるものと認めるとともに、平成 22 年 9 月 13 日付で通知した「公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標策定方針」に留意して、第二期中期目標（平成 23 年 12 月 7 日議決）の実現に努めるよう要請します。

（名古屋市総務局行政改革推進部大学調整室）